

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築住宅課

不利益処分の内容	詐欺その他不正行為により敷金等の徴収を免れたときの過料処分
根拠法令等及び条項	栃木市営住宅条例第36条
根拠条項	栃木市営住宅条例第36条
参考事項	
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成26年 2月25日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市営住宅条例抜粋 (罰則)</p> <p>第36条 入居者が詐欺その他不正行為により敷金、家賃又は使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p>